

7 瀬戸内海の環境保全対策

7.5 ごみ処理・廃油処理施設の整備等

(1) ごみ処理施設の整備等

平成 28 年度における 1 人 1 日当たりのごみ排出量は全国平均で 925g/人・日、瀬戸内海関係 13 府県の平均では 935g/人・日となっている。また、ごみ処理は、原則として焼却することにより減量化、安定化が図られているが、ごみ処理量のうち焼却処理等されたものの割合を示す減量処理率は、全国では 99.0%、瀬戸内海関係 13 府県では約 99.1%と、ほぼ同じ割合となっている。これらごみ処理の状況を表 7-16 に、最終処分場の整備状況を表 7-17 に示す。

表 7-16 ごみ処理の状況（平成 28 年度府県別）

（単位：人口=千人、量=千トン）

区分 府県名	総人口	計画 収集 人口	ごみ総排出量					1人1 日当 りの 総 排出 量 (g/人・ 日)	自 家 処 理 量	ごみ処理量											減 量 処 理 率 (%)	中 間 処 理 後 再 生 利 用 量	リ サ イ ク ル 率 (%)
			計 画 収 集 量	直 接 入 量	集 団 回 収 量	合 計	直 接 焼 却			直 接 最 終 処 分	焼却以外の中間処理量							直 接 資 源 化 量	合 計				
											粗 大 ご み 処 理 施 設	ご み 堆 肥 化 施 設	ご み 飼 料 化 施 設	メ タ ン 化 施 設	ご み 燃 料 化 施 設	資 源 化 等 を 行 う 施 設	そ の 他 施 設						
全 国	127,924	127,912	37,245	3,654	2,270	43,170	925	28	32,935	426	1,753	204	12	59	641	2,956	61	1,964	41,011	99.0	4,558	20.3	
京 都	2,625	2,624	665	85	59	810	845	0	617	12	35	0	5	0	9	53	1	19	751	98.5	51	16.0	
大 阪	8,864	8,864	2,719	147	208	3,074	950	0	2,568	1	119	0	0	0	0	138	0	41	2,867	100.0	176	13.8	
兵 庫	5,605	5,605	1,615	157	153	1,925	941	0	1,504	19	89	11	0	7	5	80	2	51	1,768	98.9	118	16.8	
奈 良	1,381	1,381	382	40	34	456	905	0	364	2	22	0	0	0	0	22	1	15	426	99.5	21	15.2	
和 歌 山	986	986	280	50	10	340	946	0	290	3	11	0	0	0	1	29	3	4	342	99.1	29	12.6	
岡 山	1,924	1,924	551	68	69	688	979	0	554	3	21	1	0	0	0	25	2	18	625	99.5	130	31.2	
広 島	2,859	2,859	838	68	21	928	889	0	603	26	45	1	0	0	129	87	0	14	906	97.1	166	21.7	
山 口	1,410	1,410	383	116	12	512	994	0	388	7	19	0	0	5	7	46	0	27	499	98.6	119	30.9	
徳 島	765	765	243	14	8	264	945	1	206	0	19	0	0	0	1	16	0	14	256	99.8	23	16.7	
香 川	999	998	304	11	3	318	872	0	238	5	10	1	0	0	5	42	0	12	312	98.5	44	18.7	
愛 媛	1,407	1,407	381	70	10	462	899	0	347	9	27	2	0	0	6	42	3	16	452	98.1	57	18.0	
福 岡	5,123	5,120	1,386	337	92	1,815	971	1	1,404	17	66	3	0	1	126	84	0	92	1,792	99.0	209	20.8	
大 分	1,178	1,178	354	41	7	402	934	1	321	3	9	0	0	2	4	45	0	10	395	99.3	64	20.4	
13府県計	35,125	35,121	10,102	1,204	686	11,992	935	3	9,404	108	492	19	5	16	294	709	13	333	11,390	99.1	1,208	18.4	

注) 1. 13府県の数値は、瀬戸内海地域以外も含めたもの。

2. 総人口=計画収集人口+自家処理人口

3. 集団回収量とは市町村による用具の貸出、補助金の交付等で市町村に登録された住民団体によって回収された量をいい、「ごみ総排出量」に含めている。

4. 減量処理率(%) = (直接資源化量+直接焼却量+焼却以外の中間処理量)/ごみ処理量×100

リサイクル率(%) = (直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量)/(ごみ処理量+集団回収量)×100

5. 全国の数値は、大規模災害による廃棄物を除く値である。

6. 四捨五入の関係で、合計値が一致しない場合がある。

出典：「日本の廃棄物処理 平成 28 年度版」（環境省、平成 30 年 3 月）